

商工連ながの

2016.8
VOL.365

- 商工連通常総会
- 県青連通常総会・青年部リーダー研修会
- 県女性連通常総会・女性部リーダー研修会
- (株)てる坊市場
池田町商工会 中小企業の新たな事業活動
- 起業塾で地域経済の活性化と会員増強!!
信濃町商工会 商工会はいま - Vol.103
- 軽減税率対策補助金
- 知的財産権の情報収集と事業活用
経営ワンポイントアドバイス

- 約50年ぶりです。
- 改正行政不服審査法の施行について
法律ワンポイントアドバイス
- 牛乳専科もうもう
立科町商工会 この人に注目 - Vol.107
- 自然豊かなアンチエイジングの里
高山村商工会 ふるさと紹介 - Vol.17
- 商工貯蓄共済・休業対応応援共済

長野県商工会連合会のホームページ・E-mail アドレス
<http://www.nagano-sci.or.jp/shokoren@nagano-sci.or.jp>

とっこさんろくみやざわおやしきだら 独鈷山麓宮沢御屋敷平ひまわり畑

9月になると爽やかな秋風に揺られた、たくさんのひまわりとコスモスが、訪れた大勢の皆さんを出迎えてくれます。秋には独鈷山登山口でひまわりコスモス祭りが開催され、まるで花のじゅうたんの上に乗っているようなすばらしい景色を見ることができます。

上田市商工会

平成28年度通常総会の開催

商工連は5月25日、塩尻市のホテルあさひ館において平成28年度通常総会を開催し、提案された平成27年度事業報告・決算等の議案はすべて承認されました。

通常総会の冒頭、商工連柏木会長より、「皆様方には平素より、商工会地域において、小規模企業の支援と地域振興にご尽力されていることに対し、深く敬意を申し上げます。」

また、商工連が取り組んでおります事業



各事業の優良商工会表彰 5名の代表者が受領



挨拶をする柏木会長

業についても、日頃、格別なるご理解とご協力を賜っておりまして、厚くお礼申し上げます。業に

長野県では今年はいイベントがたくさんあり、山の日、G7交通大臣会合等が開催されます。

さて、平成27年度の国内経済は、大胆な金融政策と原油価格の低下等により、緩やかな景気の回復基調が続きましたが、一方で中国をはじめとする新興国経済の景気減速の影響や、円高の影響等もありまして、停滞気味になっております。雇用や所得環境は改善してきています。感じております。

このような中、商工連は昨年、商工会中期マスタープランの本格的な運用に入っており、その中でも特に『新たな経

県知事表彰の受賞者

平成28年度の県知事表彰に次の方が受賞されました。おめでとうございます。(順不同)

【産業功労者】

- 齊藤 正昭 氏 (安曇野市商工会長・長野県商工会連合会副会長)
- 藤倉 陽太郎 氏 (阿智村商工会長・長野県商工会連合会理事)
- 田中 篤 氏 (山ノ内町商工会長・長野県商工会連合会理事)
- 望月 喜好 氏 (野沢温泉商工会長・長野県商工会連合会理事)

【地方自治功労者】

- 平野 成基 氏 (長野県議会議員・商工会議員懇談会副会長)
- 宮澤 敏文 氏 (長野県議会議員・商工会議員懇談会幹事長)

営支援体制の本格稼働』を図ってきました。上席専門経営支援員が12人となり専門分野グループの活動もスタートして、専門的支援体制も整えて参りました。

26年度制定された小規模事業者振興基金法、支援法による持続化補助金、ものづくり補助金等を活用して会員の皆さんの支援をしていただきたいと思います。と挨拶がありました。

このほか商工貯蓄共済、会員福祉共済、特定退職金共済、記帳機械化事業に係る優良商工会の表彰が執り行われました。

事業者・従業員
の皆さま

「信州の地酒で乾杯」にご協力ください！



しあわせ信州

県内の日本酒の酒蔵数は81で全国第2位、ワイン用ブドウの生産量も全国最多を誇り、長野県は酒の一大産地となっています。そんな信州の地酒の消費を拡大し、地域の活性化につなげるため、「信州の地酒普及促進・乾杯条例」を制定し、乾杯を呼び掛けています。

様々な行事や宴席において、お酒を飲む際は、「信州の地酒」で乾杯をお願いします。
飲食店や旅館・ホテルを営む皆様におかれましては、地酒の取り扱い・PRに御配慮ください。

※お酒は適正な量で、飲酒運転は絶対にしないよう、お願いします。

県では、「日本酒・ワイン振興室」を4月に発足し、今後も強力に長野県の地酒を振興してまいりますので、皆様のご協力をお願いします。

【お問合せ先】 県庁産業労働部ものづくり振興課 日本酒・ワイン振興室 (026-235-7126)

平成28年度 長野県商工会青年部連合会通常総会・

商工会青年部リーダー研修会開催

（事業報告・決算、事業計画・予算等を承認）

県青連は5月12日（木）・13日（金）長野市「ホテルメトロポリタン長野」において、平成28年度通常総会及び商工会青年部リーダー研修会を開催しました。

通常総会では、提出された3議案は全て原案どおり承認決定されました。本年度の事業計画では新規事業として、県青連独自に災害復興支援事業を「全国統一100円玉募金」に加えて、部員1人300円以上を目標に募金を実施すること、組織の拡充強化を図るため支部の育成強化策として支部懇談

会の開催が計画されています。また、部員増強運動の実績が優秀であった21商工会青年部が表彰されました。



平成28年度通常総会

平成28年度 長野県商工会女性部連合会通常総会・

商工会女性部リーダー研修会開催

県女性連は5月11日（水）長野市「ホテルメトロポリタン長野」において、通常総会及び商工会女性部リーダー研修会を開催しました。



総会で挨拶をする佐々木会長

通常総会では、平成27年度事業報告、収支決算報告、平成28年度事業計画など

通常総会前の理事会において役員の新補欠選任が行われ、副会長に南澤芳保氏（佐久穂町）、理事に石黒勇二氏（軽井沢町）と今井純氏（南箕輪村）がそれぞれ選任され、通常総会の席上で紹介されました。

併せて開催した主張発表大会では、県下4地区の代表、南牧村商工会青年部が審議され原案どおり承認されました。

併せて開催した主張発表大会では、県下4地区を代表して南牧村商工会女性部の平松由貴子氏、原村商工会女性部の常田啓子氏、朝日村商工会女性部の清澤あゆみ氏、坂城町商工会女性部の清水路子氏の4名が発表されました。最優秀賞は、次世代の起業家、経営者を育成することを目的とした次世代



最優秀賞 三ツ井武仁氏（野沢温泉商工会）

部の黒岩隆臣氏、箕輪町商工会青年部の荒川桂史氏、上松町商工会青年部の町野洋氏、野沢温泉商工会青年部の三ツ井武仁氏の4氏が出場し発表を行いました。審査の結果、最近のインバウンド効果で村を訪れる外国人観光客の急増に村内の事業者が言葉の問題などで苦慮している中、商工会青年部が懇談会や英会話講習会を開催し、外国人観光客対策に取り組んでいる様子を発表された野沢温泉商工会青年部の三ツ井武仁氏が、最優秀賞を受賞されました。



最優秀賞を受賞された清澤あゆみ氏

9月1日に埼玉県さいたま市で開催予定の関東ブロック大会へ長野県代表として出場されます。また、商工会青年部リーダー研修会では、一日目に「経営計画書の作成について」と題して中小企業診断士の原祐治氏より講演が行われました。二日目には「コーチングを取り入れたコミュニケーション活性化」と題して、井出コンサルティングオフィス代表の井出美由樹氏よりの講演と「経営革新を成功させる市場の掴み方と、マーケティングの知



講師の早川知佐氏

識」と題して、株式会社ノウハバナク代表取締役の三科公孝氏より講演をいただきました。

魅力を知ることができたことを発表された、朝日村商工会女性部の清澤あゆみ氏が受賞されました。また、商工会女性部リーダー研修会では「平成28年度県女性連事業の展開について」商工連宮下事務局次長より説明がなされました。続いて、歴史プロデューサー六龍堂・信州上田観光大

使の早川知佐氏より「歴史で地域活性化！日本を元気に」と題してご講演をいただきました。地域活性化や町おこしの実例として、真田丸で描かれている信州上田と真田の歴史についてお話しくださり、聴講者は、身近な地域に愛着を持ち自分たちが今後地域活性化のために何をすべきか、何を守っていくのか考えるきっかけの一つとなりました。

中小企業の新たな事業活動



持続化補助金により改善が図られた農産物売場と会社パンフレット

花とハーブの里「池田町」指定管理者として小規模事業者持続化補助金を活用した販路開拓に挑戦

(株)てる坊市場 池田町商工会

北アルプスの麓、高瀬川沿いに面した池田町。南北に長い池田町は、「花とハーブの里」のキャッチフレーズのもと、町内各所にハーブや花が咲き乱れています。また、東側のなだらかな斜面を利用しワイン用ブドウが栽培され、高い評価を得ています。当社は平成22年から町の指定管理を受けて、「道の駅」を兼ねた池田

町ハーブセンターを管理運営しています。小規模事業者持続化補助金を活用するきっかけとなったのが、商工会主催の経営計画書作成セミナーへの参加でした。商工会の支援のもと経営計画書を策定したことで、現状の問題点や課題、顧客ニーズ等が把握でき、今後の目標や方向性が明確になりました。



指定管理者として管理運営する池田町ハーブセンター

補助事業を活用してまず始めに取り組んだことは、当町の特産であり、当社の強みである「ハーブ製品」の販路拡大です。ホームページのリニューアルに併せ、ハーブ製品を中心としたネット販売システムを構築し、全国のお客様が24時間どこでも購入でき、かつ低コストで運営できる体制を整備しました。併せて、会社案内パンフレットを製作し、物産展やイベント等で配布し、ハーブ製品や当社製品をPRしました。このことにより、ハーブ製品の売上が前年比120%の増加を図ることができました。



足湯から望むラベンダー園

次に、取り組んだことは、お客様から「買い物しづらい」との声が多かった農産物直売所の改善です。商工会よりレイアウトの改善提案をいただき、特に高齢者のお客様が買いやすい売場環境を目指し、陳列台を新たに導入し、併せて売場の拡大とレイアウトを変更しました。改善後は、お客様より「通路が広くなり買い物しやすくなった」「商品がとりやすくなった」等の評価をいただき、農産物部門の売上増加だけでなく、農産物等出荷する生産者の意欲と品質の向上を図ることができました。

経営計画の策定は、新しい事業や取り組みにチャレンジするための第一歩を踏み出すきっかけとなります。補助事業に取り組みから経営計画を策定するのではなく、目標を明確にする中で、常に自社の経営計画を見直し、新たな事業展開を図り、地域の支えをいただきながら頑張っていきます。

起業塾で地域経済の

活性化と会員増強!!

信濃町商工会では、平成24年度より町からの委託を受け、年々減少傾向にある事業者・会員数の歯止めと、地域活性化の起爆剤になればとの期待を込めながら「起業塾」を毎年開催しております。

参加対象者は、信濃町内で創業や新しい事業（起業、第二創業）を模索している方（若手経営者、後継者、会社幹部から過去にこの塾を受講した方も再受講することが可能）で、経営のステップアップも見込んだカリキュラムの中で、経営



起業塾受講風景



グループディスカッションでお互いのプランを磨きあう!!

の中で12日間、18テーマで実施しました。

受講料は無料。

起業塾事業による効果!!

統括講師である滝澤恵一氏の講義にある起業・経営・人生で活かすこと「活縁育縁」の教えと、主任経営支援員によるFacebookを活用の推進により塾生間はもとより広範囲に仲間が増えている。

また、当町は飲食業などのサービス産業も年々減少していたが、この事業を機に飲食店や居酒屋などが新たに開業。新規店舗に対する町内外の評判も良好であり、町に来訪される外国人を含む観光客などからみても、徐々に町に元気が戻りつつあるという印象を与えており、商工会としてもうれしく思うところであります。そして、商工会への入会者も起業塾をきっかけに卒業生などの入会が増加しています。

本年度も数名の開業予定者がおり、また10月より第5回起業塾開催に当たりすでに5、6名の参加希望者もあり、地方創生とマッチングした明るい兆しが見えてきております。



起業プラン発表会

に関する様々なことを、講師の具体的な支援事例を交えながら体系的に学ぶことができます。

この起業塾は、これまで計4回開催し、延べ参加者数は75人。信濃町以外に居住しながら受講された方は、東京都3名、茨城県1名、長野市2名、松本市1名。受講者の特徴として、男性と女性の参加比率は、ほぼ5・5、Uターン、イターンの方の参加も多い。

統括講師は滝澤恵一氏（中小企業診断士、一般社団法人長野県中小企業診断協会会長）。

昨年度は、平日夜間と休日を含む日程

ビジネスプランのブラッシュアップとフォローアップ!!
一期生のビジネスプラン提出率が50%であったことを受け、事務局で改善について検討。二回目以降、受講生全員の提出を目標に、予算内で講師と事務局同席のもと実施されるブラッシュアップ指導を盛り込み、受講生のビジネスプラン提出率を100%へ。

また、町独自の創業関連補助金として、「信濃町起業等人材育成支援事業補助金」が創設され、より起業しやすいまちづくりを行政が支援。この補助金は起業塾を受講し作成したビジネスプランに基づき信濃町内で起業された町内在住者（町内への転居予定者含む）へ交付される補助制度です。新規開業者もしくはすでに事業を営んでいる方が新たに事業展開される方が対象となります。開業に必要な経費の2分の1を限度に最高で100万円を助成してくれ、現在この補助金の採択を受けた方は11名おり、町内で事業活動を活発に行っております。

そして、この補助金の採択を受けた方は約1年間（計12回）のフォローアップ指導を受けることができ、こちらもブラッシュアップ指導同様、中小企業診断

B型

受発注システム・指定事業者改修型

B-1型

システムベンダー等に発注して受発注システムの改修・入替を実施する場合
⇒改修・入替を行うシステムベンダー等（指定事業者）が代理申請により交付申請を行います。

受発注システム・自己導入型

B-2型

中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入して受発注システムを改修・入替をする場合
⇒中小企業・小規模事業者等が自ら交付申請を行います。

補助金制度の概要

受発注システムの改修等の支援（B型）（B to B支援）	
概要	電子的な受発注システム（EDI/EOS等）を利用する事業者が、複数税率に対応するために必要となる機能の改修・入替を支援します。
補助率	2/3
補助額上限	発注システムの場合 1,000万円 受注システムの場合 150万円 発注システム・受注システム両方の場合 1,000万円
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・電子的受発注データのフォーマットやコード等の改修 ・現在利用している電子的受発注システムから複数税率対応したシステムへの入替 ・電子的受発注に必須となる商品マスタや、発注・購買管理、受注管理機能の改修・入替 ※受発注管理とともに在庫管理、財務会計などが一体となったパッケージ製品・サービスについては、電子的受発注システムの機能を含むものであれば、初期購入費用の1/2を補助対象経費とし、これに補助率を乗じたものを支援します。リースの場合も対象です。
申請支援等	<ul style="list-style-type: none"> ・専門知識を必要とするシステムの改修のため、申請者に代わって、事務局が指定したシステムベンダーなどが「代理申請」を行います。 ・ただし、事務局に登録されたパッケージ製品・サービスを自ら導入する場合は、申請者自身での申請となります。
申請のタイミング	指定事業者による改修：システム改修・入替 前 （申請は随時受付） 自己導入：システム改修・入替 後 （申請は随時受付）

A・B型共通

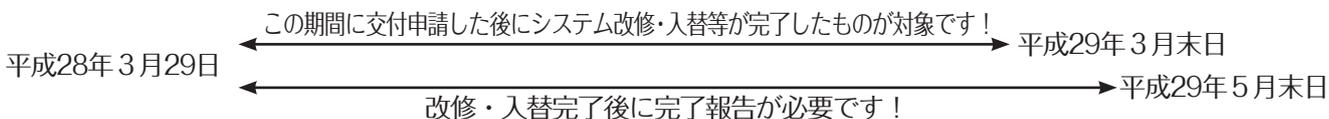
リース利用の申請（共同申請）
リースを利用してレジの導入、システム導入等を行う場合も補助金申請が可能です。
指定リース事業者と共同申請します。補助金の受取りは、共同申請者の指定リース事業者になります。
リースを利用する場合は、必ず事前にリース事業者と相談するようにしてください。

ここに注意！

交付申請が受理される前に作業着手した場合は補助対象になりませんのでご注意ください！

補助金の申請は、
①システム改修等に着手する前の「交付申請」
②改修等が完了した後に「完了報告」の2段階に分かれています

補助金申請の対象期間（情報は現在交付されている法令に基づくものです。）



ご相談は最寄りの商工会まで

複数税率対応のレジを導入する際に 補助金があります。

軽減税率対策補助金事務局ホームページ

公募要領、申請の手引き、交付申請書など補助金申請に必要な様式や手続き等の情報が掲載されています。
申請者向けページ (URL:<http://kzt-hojo.jp/>)

軽減税率対策補助金とは、

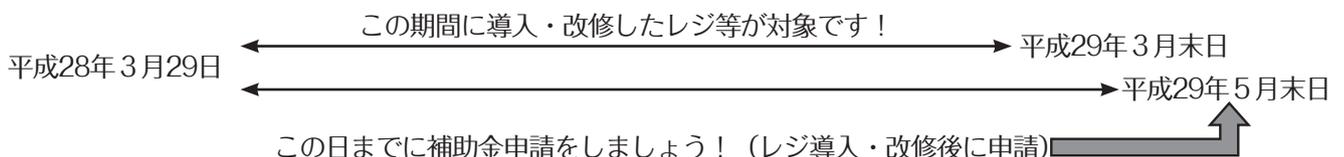
消費税軽減税率（複数税率）への対応が必要となる中小企業・小規模事業者の方々が、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修などを行うにあたって、その経費の一部を補助する制度で、次のA型とB型の2つの申請タイプがあります。

	レジ・導入型	レジ・改修型	モバイルPOSレジシステム	POSレジシステム
A型	A-1型	A-2型	A-3型	A-4型
	複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします。	複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします。	複数税率対応したレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンの汎用端末と付属機器を組み合わせてレジとして利用する場合の導入費用を補助対象とします。	POSレジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします。

補助金制度の概要

レジ導入等の支援 (A型) (B to C支援)	
概要	複数税率に対応するレジの新規導入や、既存レジの複数税率対応のための改修を支援します。(レジには、POS機能のないレジ、モバイルPOSレジシステム、POSレジシステムなどを含みます。)
補助率	原則2/3 ・導入費用が3万円未満の機器を1台のみ購入する場合は3/4 ・タブレット等の汎用端末は1/2 (周辺機器とのセット購入のみ補助対象)
補助額上限	レジ1台あたり20万円。新たに行う商品マスタの設定や機器設置に費用を要する場合は、さらに1台あたり20万円が加算。複数台数申請等については、1事業者あたり200万円を上限。
補助対象	<ul style="list-style-type: none"> ・レジ本体 ・レジ付属機器等 (バーコードリーダー・キャッシュドローア・クレジットカード決済端末・電子マネーリーダー・カスタマーディスプレイ・レシートプリンタ・ルーター・サーバ) ・機器設置に要する経費 (運搬費含む) ・商品マスタの設定費 ※リースの場合も対象です。具体的な対象機種等は、ホームページで公表します。
申請支援等	申請者自身による申請に加え、ホームページで公表する一部のメーカー、販売店、ベンダーなどによる「代理申請」等の利用が可能です。また、基本的には、申請書数枚と証拠書類で申請が可能です。
申請のタイミング	機器導入・改修 後 (申請は随時受付)

補助金申請の対象期間 (情報は現在交付されている法令に基づくものです。)



知的財産権の 情報収集と事業活用



弁理士
三枝 弘明 氏

知的財産権とは、特許、実用新案、意匠、商標、著作権などの、人間が頭脳によって創造した技術的アイデア、工業デザイン、トレードマークやサービスマーク、著作物などの知的財産を保護するための法律上定められた権利を言います。

現代の企業経営にはグローバルな視野と正確な知識が必要不可欠です。知的財産権の分野では、グローバルな事業活動を保護するために、国際条約などに基づく共通の国際ルールが定められています。ただし、知的財産権は各国の産業競争力に多大な影響を与えることから、各国ごとに自国の産業の保護、育成を図るための独自の施策があります。

したがって、知的財産権の基本的枠組みを理解した上で、我が国の知的財産権に関する各種の情報収集を行うことが重要です。この情報収集に際しては、以下の相談事業や支援制度を利用することができます。また、収集された情報をどのように事業に活用していくか（知財戦略）を考える必要があります。

A. 基本情報の収集、相談

県内の知的財産権に関する相談事業は、商工会連合会によるエキスパートバンクの専門家による訪問相談を始めとして、長野県発明協会や諏訪圏特許事務所連合会による無料相談などがあります。

また、現在、特許庁の知的財産権制度説明

会（初心者向け）*1が各地で開催されています。さらに、事業分野に関連する特許公報などの技術情報の収集も重要です。*1) http://www.jpo.go.jp/forikunmi/ibento/ibento2/h28_beginner.htm

B. 支援制度の利用

知的財産権に関する支援制度としては左の表に記載したものがありません。3〜6は中小

制度名称等	対象者	補助内容
1. 中小ベンチャー企業・小規模企業減免制度*2	従業員20人（商業又はサービス業は5人）以下の個人事業主又は小規模法人設立10年未満中小企業	特許出願の出願審査請求料と特許料を1/3に減額
2. 中小企業等特許情報分析活用支援事業*3	中小企業（特許調査を行う者、出願人）	開発の方向性や事業展開の可能性等の分析評価（採択されれば無料）
3. 中小企業等外国出願支援事業*4	中小企業（特許、実用新案、意匠、商標の出願人）	外国出願費用の1/2を補助。
4. 模倣品対策支援事業*4	中小企業（対象国の特許、実用新案、意匠、商標の権利者）	対策費用の2/3を補助。
5. 防衛型侵害対策支援事業*4	中小企業（対象国での海外知財訴訟の被告）	対策費用の2/3を補助。
6. 冒認商標無効・取消係争支援事業*4	中小企業（対象国で商標を取得された者）	対策費用の2/3を補助。
7. 海外知財訴訟保険事業*5	中小企業（海外知財訴訟費用保険加入者）	保険料の1/2を補助。

*2) http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/ryoukin/chusho_keigen.htm

*3) <http://ip-bunseki.go.jp/index.html>

*4) http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_kaignaingai.htm

*5) http://www.jpo.go.jp/sesaku/shien_sosyou_hoken.htm

企業知的財産活動支援事業費補助金の各事業で、海外専門家の助言を受けることもできます。

C. オープン・クロージングの視点(知財戦略)

法律上定められた知的財産権は基本的に対外的に内容を開示することを前提として開示しすぎると、自社の競争力を大幅に減少

させてしまうことがあります。誰でも活用できる情報は瞬時に全世界に広がり得る時代ですので、どの情報を開示し、どの情報を秘匿化するかという事業戦略を立てる必要があります。事業利益のきっかけは開示された情報に基づくことがあります。継続的な事業利益の回収は秘匿化された情報を源泉とすることが多いと考えられます。

上記の相談会や支援制度は、単に知的財産権の取得に利用するだけではなく、事業活動全般の方向性や戦略を構築するために活用することが重要です。御社の置かれた立場や状況を複数の専門家に相談した結果を元に、広範な観点から多面的に事業戦略を練り直したらいかがでしょうか。

約50年ぶりです。 一改正行政不服審査法の 施行について

弁護士
高野尾 三穂 氏

この平成28年4月1日に、改正行政不服審査法が施行されました（平成26年6月13日公布）。

こう聞いても、あまり自分には関係のない話とお思いになられますか？

たとえば、市役所が一定の事業（飲食業等）の開始を許可した後に、事業者が法令に違反したとき、一定期間の営業停止を命令し、又は許可を取り消すことがあります。この「許可」「命令」「取消し」等はいずれも「処分」になります。「処分」とは、その他にも固定資産税の賦課決定処分、保育所の入園申込みに関する不承諾処分等、ごく一般的な事業活動や、日常生活の中で身近に起こりうることです。

こうした「処分」に関し、不服があった時に、どのような制度によって手続が行われるのか等を定めた法律が行政不服審査法になるところ、同法が①公平性の向上、②使いやすさの向上等の観点から、時代に即した見直しを実施すべく、約50年ぶりに抜本的に改正されました。平成28年4月1日以降になされた処分に対する不服申立てから、新しい不服申立制度が適用されます。

新しい法律の概要は、以下のとおりになります。

1 公平性の向上に関する見直しについて

① 審理員制度の導入

不服の申立ては、不服の申立がある人（審査請求人）と、処分庁の主張を整理した上で、審査庁（大臣や地方公共団体の長等）が裁決を行う手続ですが、改正前には審査請求の審理を行う者について規定がなく、処分に関与した職員が審理を行

うことがありました。これが、職員のうち処分に関与しない職員が審理員となつて両者の主張を公平に審理するよう見直されました。

② 第三者機関への諮問手続の導入

裁決に際し、有識者で構成される第三者機関（行政不服審査会等）が、第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、裁決の公平性を目指すことになりました。

③ 審査請求人の権利の拡充

審査請求人・参加人は口頭意見陳述に加え、処分庁等に対する質問が可能になり（改正前は意見陳述のみ）、審理員に提出された全ての書類・物件の閲覧が可能になり、写しの交付も認められることになりました（改正前は閲覧のみ）。

2 使いやすさの向上 国民の利便性

① 不服申立て期間の延長

不服の申立期間が60日以内だったものが、3ヶ月以内に延長されました。

② 不服申立ての種類の一元化

改正前は不服申立ての手続として、審査請求のほか、異議申立て、再審査請求があります。原則として審査請求に一元化されました。

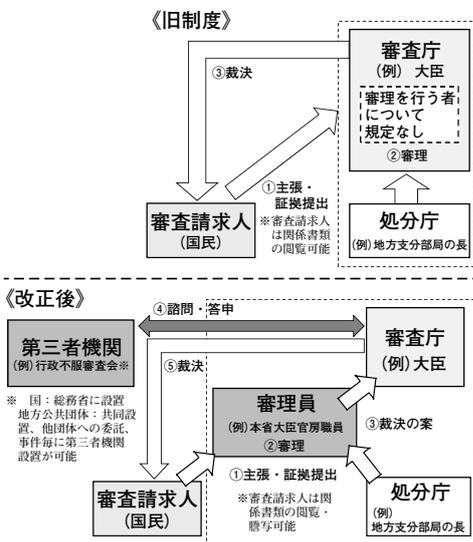
③ 審理の迅速化

標準審理期間の設定を努力義務とし、複雑な事件などの場合に、あらかじめ争点等を整理し、計画的に審理手続を進めるための争点・証拠の事前整理手続などが導入されました。

④ 不服申立前置の見直し

行政の処分不服がある場合に不服申立

てをするか、直ちに裁判所に出訴するかは国民が選択できることが原則ですが、改正前は不服申立前置（不服申立に対する裁決を経た後でなければ行政訴訟を提起できないこと）を定める個別法が96もあり、原則と例外が逆になったような状況でした。そこで、見直しが行われ、96のうち68の法律について不服前置が廃止・縮小されました。



資料：総務省「行政不服審査法関連三法案について」

改正行政不服審査法は、その目的として「国民が簡易迅速かつ公正な手続の下で」「国民の権利利益の救済を図るとともに、行政の適正な運営を確保すること」を掲げています。「国民から信頼される公正な行政の基礎となる仕組み」としての行政不服審査制度の充実に目指す今回の法改正は、民間企業が新規に事業を行うための前提としても大きな意義を有し、日本経済の活性化のためにも有益であるともいわれています。

この人に 注目

Vol.107

牛乳専科もうもう

代表 中野安佐子さん
立科町商工会



この場所に

1949年、激戦の硫黄島から奇跡の生還をした創業者は、弱っていた体をなんとかしつかりさせようと、山梨や長野の山々を訪ね歩いてきた時に、



牛乳専科もうもうのお客様を出迎える看板

たまたま訪れたこの立科の地で自分の夢を認めて下さる方々にめぐり逢い、「自分の生きる場所をここに見つけた」と言っていました。

1969年に地元の牛乳をジョッキで味わっていたのだきと、蓼科牧場の管理事務所の一角を売店として間借りし、20個のジョッキでの営業を始めました。

当時は、酪農も盛んで、牧場開きには400頭以上の牛が集まり、その足爪に番号を押す焼印の煙が一日中立ち込め、牛同士の権力争いや、夜の集団脱走等、牛それぞれの派閥が落ち着くまでは、係の方たちの気の休まらな日々が続いていました。

年を経て、近年、牛乳の過剰生産と

やらで生乳の廃棄、乳価の低迷、酪農業の後継者不足等々で、現在の蓼科牧場も牛の姿はすいぶん少なくなつてしまいい淋しく感じます。

そんな折、テレビで、「熱中症の予防には牛乳が効果的である。」と伝えられているのを耳にしました。

「どうかこの報道が一過性のものではなく、じんわりと定着していきますように…」

広大な牧草の中に揺れる牛の尻毛を眺めながら思う今日この頃です。

現在の店舗は、蓼科山の北裾、海拔1,500mに広がる蓼科第2牧場に

あり、春には、白樺や唐松などの木々が緑に芽吹き、牧場は波のように広がっていく萌生色の若草の絨毯。そして、なんと言つても夏の高原を渡る涼やかな風。秋の落日。冬の厳しさの中にある雪景色や霧水の煌めく樹々の美しさ。

そんな立科の大自然が織りなすかけがえのない風景を決して邪魔することなく、いつでも訪れた方々の「心のふるさと」となれるような店であり続けられればと思つています。

やかんから注ぐ、ジョッキ牛乳を片手に、店で焼いた焼きたてのパンをかじりながら



蓼科第2牧場の風景を見ながらのイートインスペース

「フウ」とひと息ついているお客様、牛乳の味にこだわった牛乳ソフトクリームをここにこしながら食べるお客様の姿を目に出来ることは、ありがたく、とてもうれしい。

また、狭いお土産コーナーですが、作り手の顔が見え、作り手の気持ち伝わるものを少しでも知っていただければと思ひ、旅の思い出になる一品をと、出来るだけ地産の物を置いていきます。

女神湖、白樺湖へお越しの際はぜひ、蓼科第2牧場へ立ち寄つてこの風景を感じていただけたらと思います。

「この人に注目」をシリーズで毎号掲載しています。商工会地域内で頑張っておられる方をご紹介ください。



Vol.17

高山村商工会

自然豊かな アンチエイジングの里

高山村

高山村は、長野市中心部から約20kmの距離にあり小布施町・須坂市に隣接

した山あいの農村です。人口は平成12年の7,776人をピークとし、平成

27年には7,408人程に減少、人口推計シミュレーションでは平成72年には5,500人程度になると推計されています。

高山村は健康な長寿を目指して、豊かな自然・美しい景観・安全安心な農作物など高山村ならではの地域資源を生かしたアンチエイジングの里づくりを進めています。

農産物では、リンゴ・ぶどうの果樹栽培に適した地域で、特にリンゴはブランド化が図られ市場から高い評価を得ています。また、現在はワインぶどうの産地



ワインぶどう畑

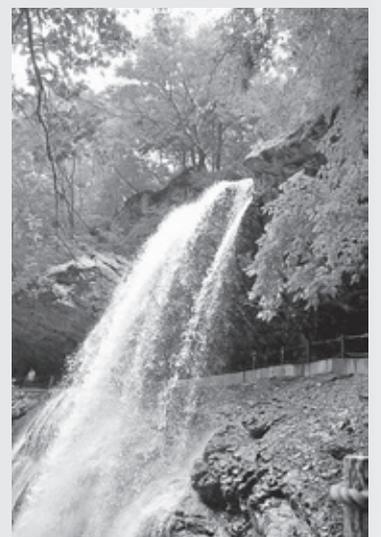
として知名度も上がっており、加えてワイナリーも本年中に2カ所目の施設が完成することとなり今後のワイン産業に期待が高まっています。

観光面では春のしだれ桜・秋の松川渓谷の紅葉は特に有名で毎年多くの見物客が訪れます。更に雷滝、山田牧場、八つので湯など見どころ豊富な自然豊かな村としても知られています。

高山村は、平成22年に「日本で一番美しい村」連合に加盟し、平成27年には「志賀高原ユネスコエコパーク」の登録範囲が全村域に拡大されました。全村登録により、ユネスコのロゴが村全体の観光パンフレットなどに使用できるようになるほか、ユネスコの知名度を生かした情報発信・農産物などのブランド化の促進が期待できます。

高山村は、昭和31年9月30日に松川を挟んだ高井・山田両村が合併し誕生しました。本年は村制施行六十周年の記念の年に当たります。夏を迎え種々の記念行事も開催され、村民全員が六十周年を祝っています。

こうした自然豊かで健康長寿の環境のもとで、高山村商工会は青年部・女性部と共にクリーンキャンペーン・高



雷滝



山田牧場

山まつりのイベント協力・婚活事業・商品券発行事業・商工会感謝祭等の地域振興事業を開催し、会員及び地域の発展に努めております。

商工貯蓄共済 ひとつの掛金で 三つの備え

この制度は

融資の
あっせん

資金の
貯蓄

生命事故
の保障

三つの特色を組み合わせた商工会員のための共済制度です。

更新契約できます！
そのメリットは…

- 1 現在の保障内容が継続可能！
 - 2 告知や診査等は不要！
 - 3 病気や入院中の方でも更新可能！
- 更新とは、既加入の契約が満期になった時、健康状態に関係なく原則としてそれまでの保険金額の範囲内で保障を継続できる制度です。

I 加入できる人（加入者＝積立をする人）

商工会の会員・家族・従業員

II 生命保障の対象となる人（被保険者）

商工会の会員・家族・従業員で5歳7カ月から65歳6カ月までの健康な方

III 加入期間 10年間

IV 加入口数 被保険者1人につき20口まで（1口2,000円）

V 貯蓄積立金および利息

貯蓄積立金は、銀行の1年定期預金扱いで複利となります。

VI 貯蓄積立金の返戻

満期時：満期時には、10年間の貯蓄積立金元利合計をお返します。

中途解約時：途中で解約される場合は、それまでの貯蓄積立金元利合計をお返します。

VII 加入者配当金の返戻

毎年決算状況に応じ、納付保険料の一部が積立てられ、満期時等に返戻されます。

VIII 融資

加入口数1口につき100万円以内とし、加入口数に応じ最高2,000万円までの利用ができます。（ただし、商工会等での審査があります）

IX 加入口数と診査区分 （契約内容により告知書扱から変更あり）

契約年齢	告知書扱	診査医又は健診通知書他扱	保険金（1口当たり）
6～39歳	1～15口	16～20口	100万円
40～46歳	1～12口	13～20口	50万円
47～54歳	1～20口	—	25万円
55～65歳	1～20口	—	25万円

お問い合わせはお近くの商工会へ

中小・小規模事業者の事業再開を応援

地震等災害時の

休業対応応援共済

特徴

- **中小・小規模事業者の事業再開を応援**
- **台風・洪水・雪災といった自然災害による損失を幅広く補償**
- **地震・噴火・津波による損失も補償**

店舗、作業場等の事業用建物が、地震、津波、台風、雪災、火災等の災害により損害を受けた結果、事業が完全に休止した場合に休業日数に応じて共済金を支払い事業再開を応援します。

共済金をお支払する主な事由

1 地震 <small>地震による火災を含む</small>	2 噴火	3 津波	4 火災 <small>地震による火災を除く</small>
5 台風・豪雨等による水災	6 台風・竜巻等による風災	7 雪災	8 ひょう災
9 落雷	10 漏水等による水濡れ	11 建物外部からの物体の落下、飛来、衝突	12 盗難による建物の損壊等

など

お問い合わせはお近くの商工会へ